

# 和歌山市 介護保険の現状と特徴



【 2023年8月作成 】

和歌山市の現状と特徴を把握することで、“介護”に対する認識を深めていただければ幸いです。



次ページからは

- 現状 . . . 高齢化率、要介護認定率、介護保険料  
高齢独居世帯率、高齢夫婦世帯率
- 特徴 . . . 給付月額  
他市との比較

そしてまとめ、です！



# 目次

和歌山市の高齢化率	1
和歌山市の要介護認定率	2
和歌山市の介護保険料	3
和歌山市の高齢独居世帯率	4
和歌山市の高齢夫婦世帯率	5
和歌山市の介護保険の特徴 ～給付月額～	6
県内他市との比較 ～要介護認定率～	7
県内他市との比較 ～給付月額～	8
県内他市との比較 ～保険料～	9
中核市との比較 ～要介護認定率～	10
中核市との比較 ～給付月額～	11
中核市との比較 ～保険料～	12

# 目次

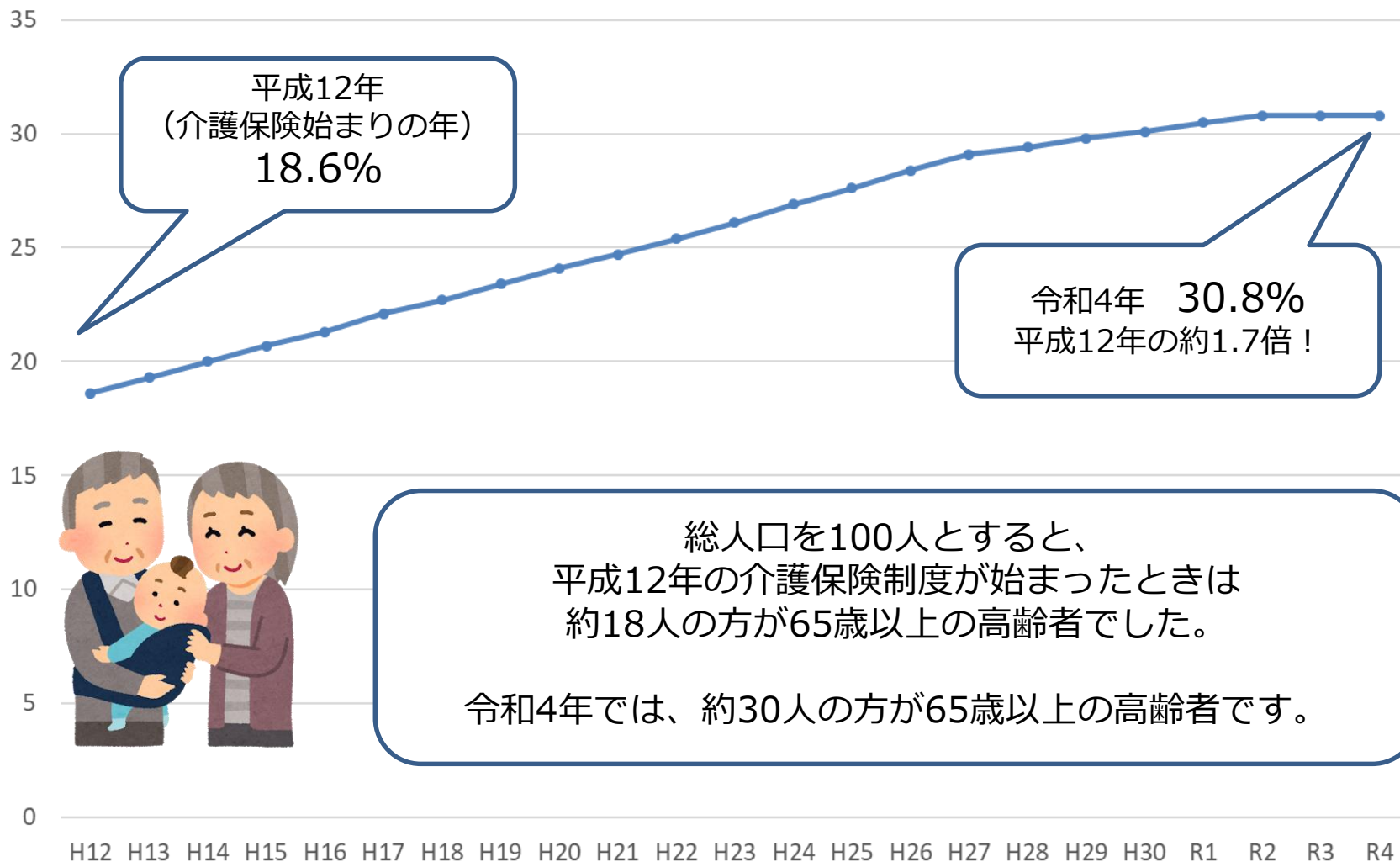


和歌山市 介護保険の現状まとめ①	・ ・ ・ ・ ・	1 3
和歌山市 介護保険の現状まとめ②	・ ・ ・ ・ ・	1 4
和歌山市 介護保険の特徴まとめ	・ ・ ・ ・ ・	1 5
現状と特徴から考えられること	・ ・ ・ ・ ・	1 6
現状と特徴のはてな	・ ・ ・ ・ ・	1 7
介護保険法では	・ ・ ・ ・ ・	1 9
最後に	・ ・ ・ ・ ・	2 2
補足①	・ ・ ・ ・ ・	2 3
補足②	・ ・ ・ ・ ・	2 8
補足③	・ ・ ・ ・ ・	2 9

# 和歌山市の高齢化率

年々上昇中！

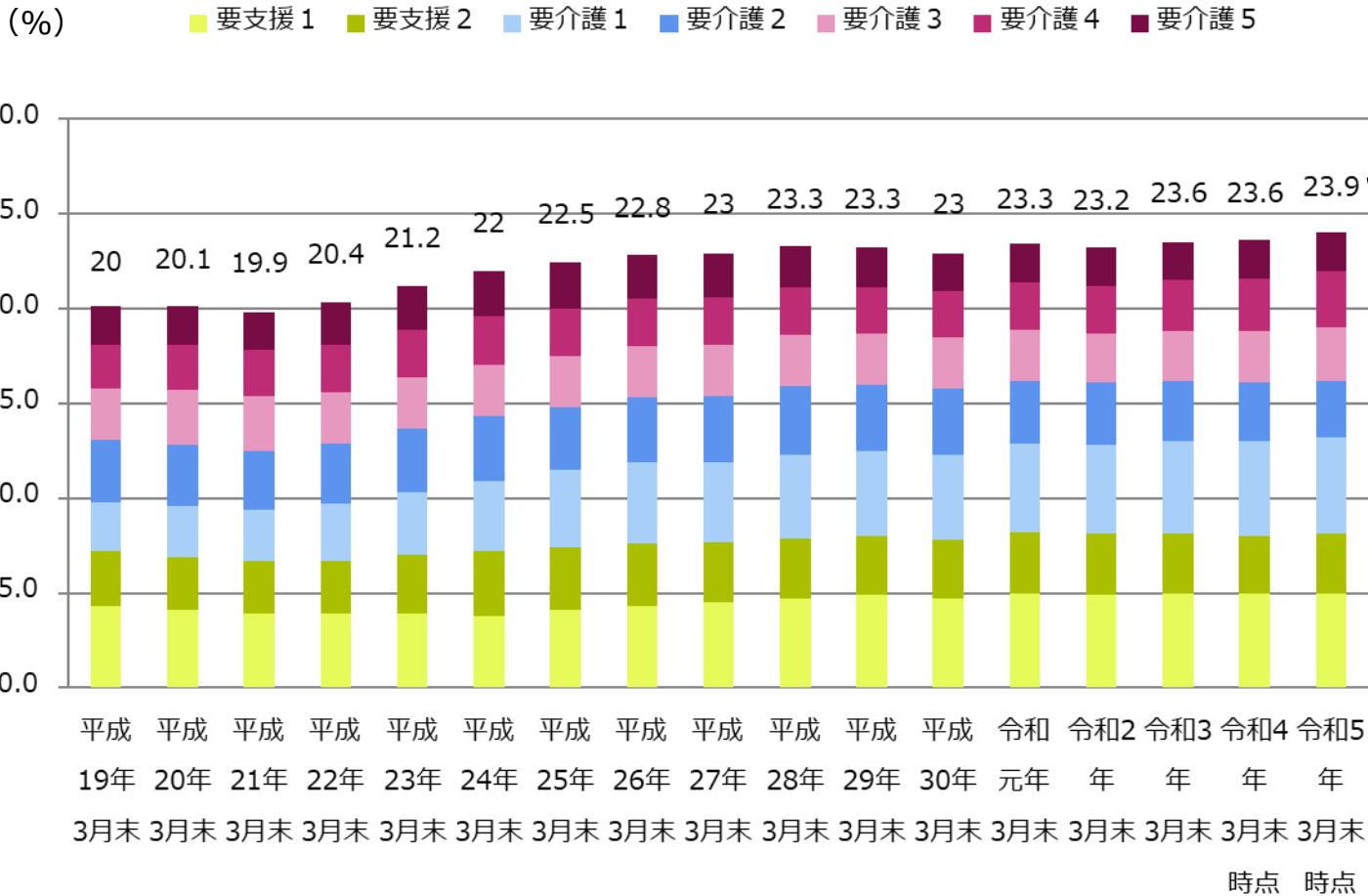
(%) 高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者の方の人口が、総人口に占める割合のことです。



(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# 和歌山市の要介護認定率

要介護認定率とは・・・65歳以上の高齢者の方のうち、介護保険の認定を受けている方の割合です。



65歳以上の高齢者の方100人中、約24人の方が、加齢や病気等に伴う身体機能の低下等により、支援や介護が必要であると認定を受けています。

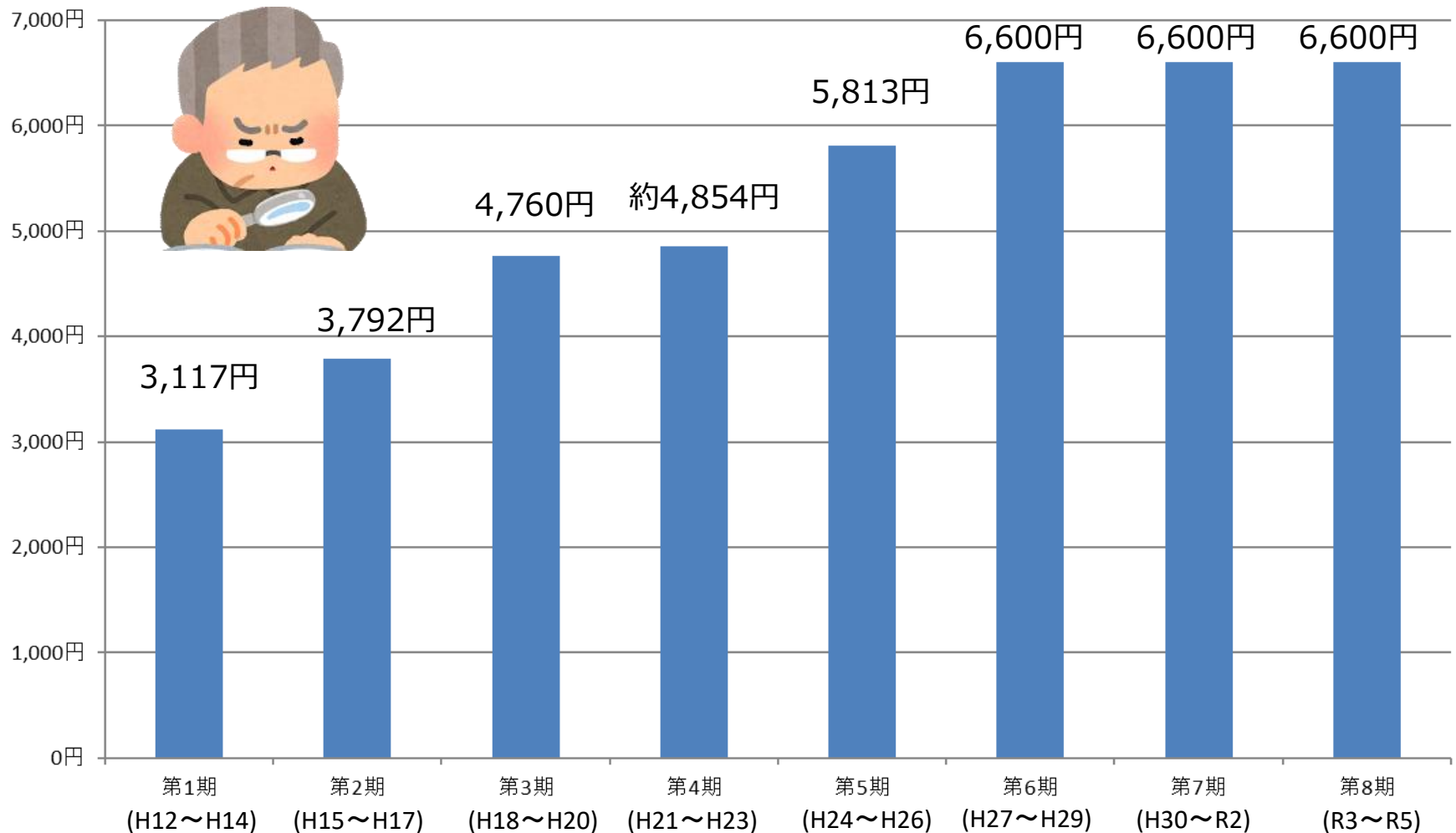


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 和歌山市の介護保険料

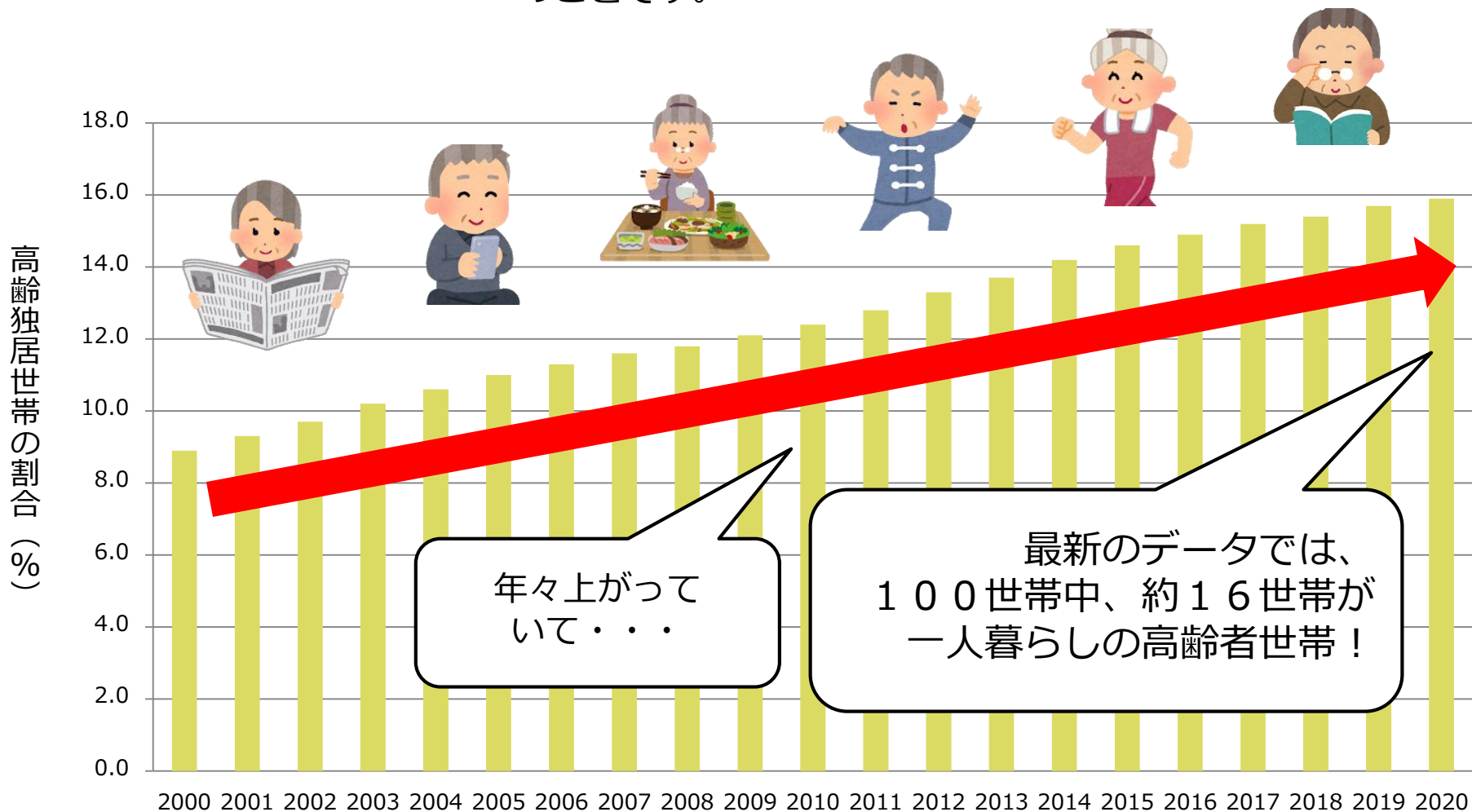
基準月額については補足①  
(P.23)をご覧ください！

介護保険料は、3年ごとに改定されます（例外年有り）。  
介護保険が始まった当初（第1期）、保険料の基準月額は3,117円（介護保険料基準額37,404円）でしたが、以降上昇を続け、第6期～第8期では基準月額6,600円（介護保険料基準額79,200円）です。



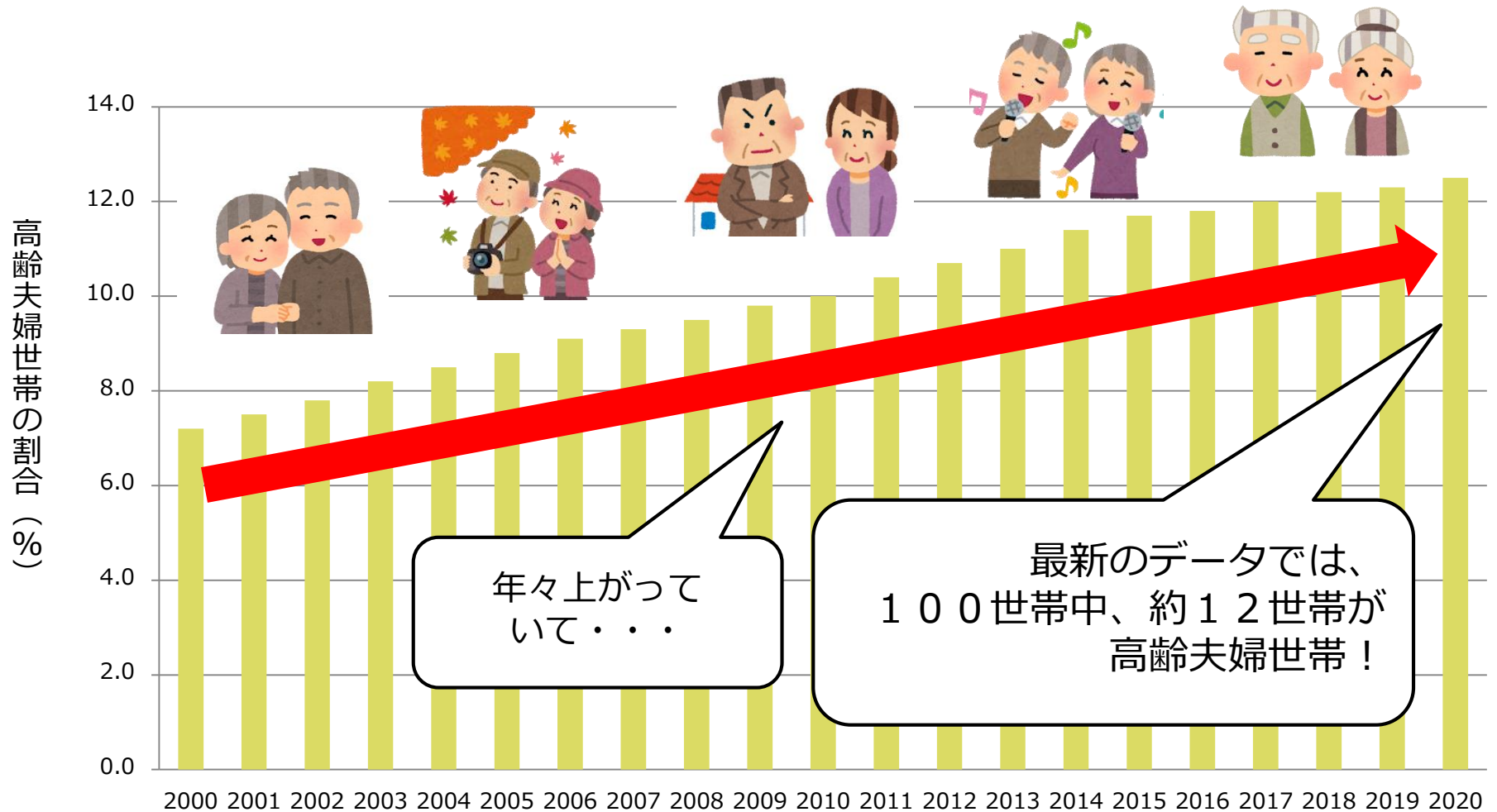
# 和歌山市の高齢独居世帯率

高齢独居世帯とは・・・65歳以上の高齢者の方がおひとりで生活されている世帯のことです。



# 和歌山市の高齢夫婦世帯率

高齢夫婦世帯とは・・・65歳以上のご夫婦のみで生活されている世帯のことです。



(出典) 総務省「国勢調査」



# 和歌山市の介護保険の特徴

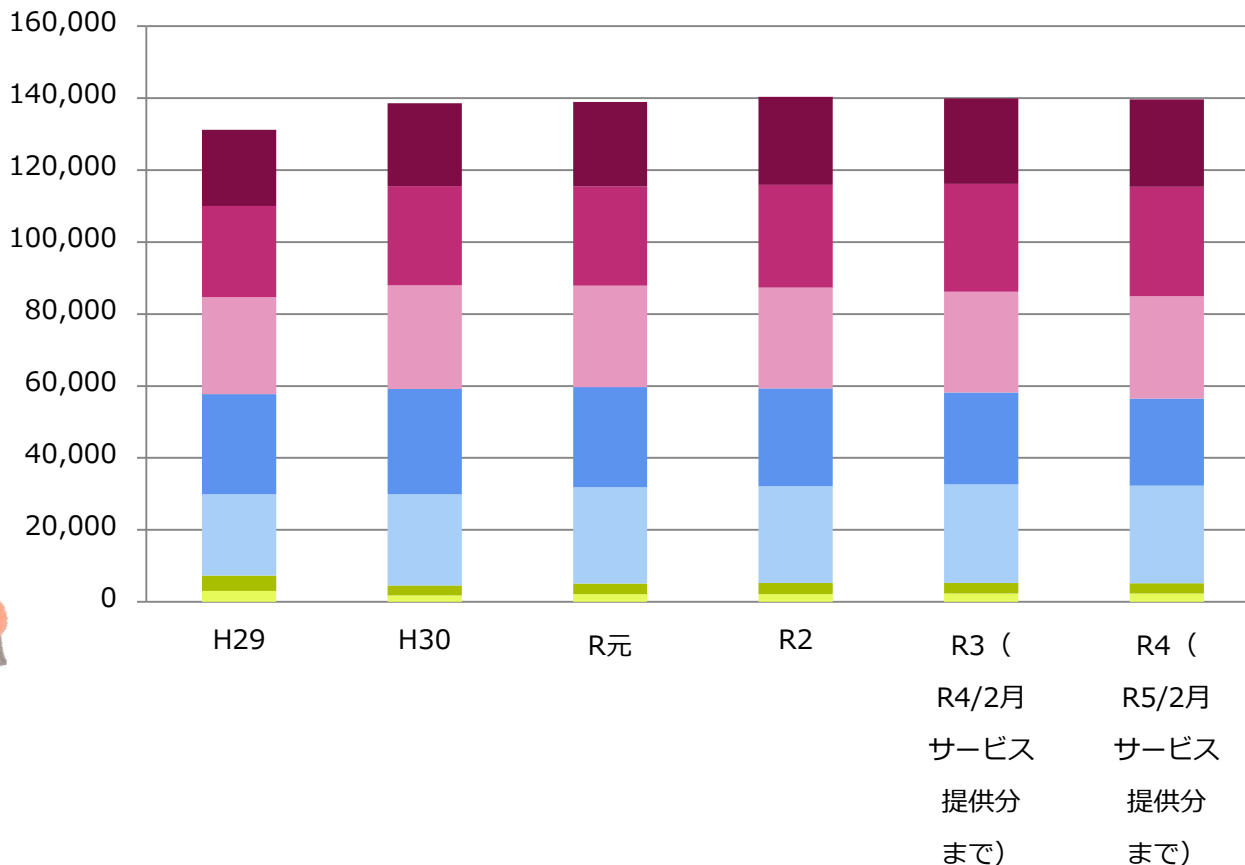
## ～給付月額～

給付月額については補足② (P.28) をご覧ください！

在宅および居住系サービスについては補足③ (P.29) をご覧ください！

受給者1人あたり給付月額（要介護度別）（在宅および居住系サービス）

■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5



R4年では1人あたりの月額は約14万円みたいね

どの年も要介護1～要介護4の割合が大きいね



# 県内他市との比較

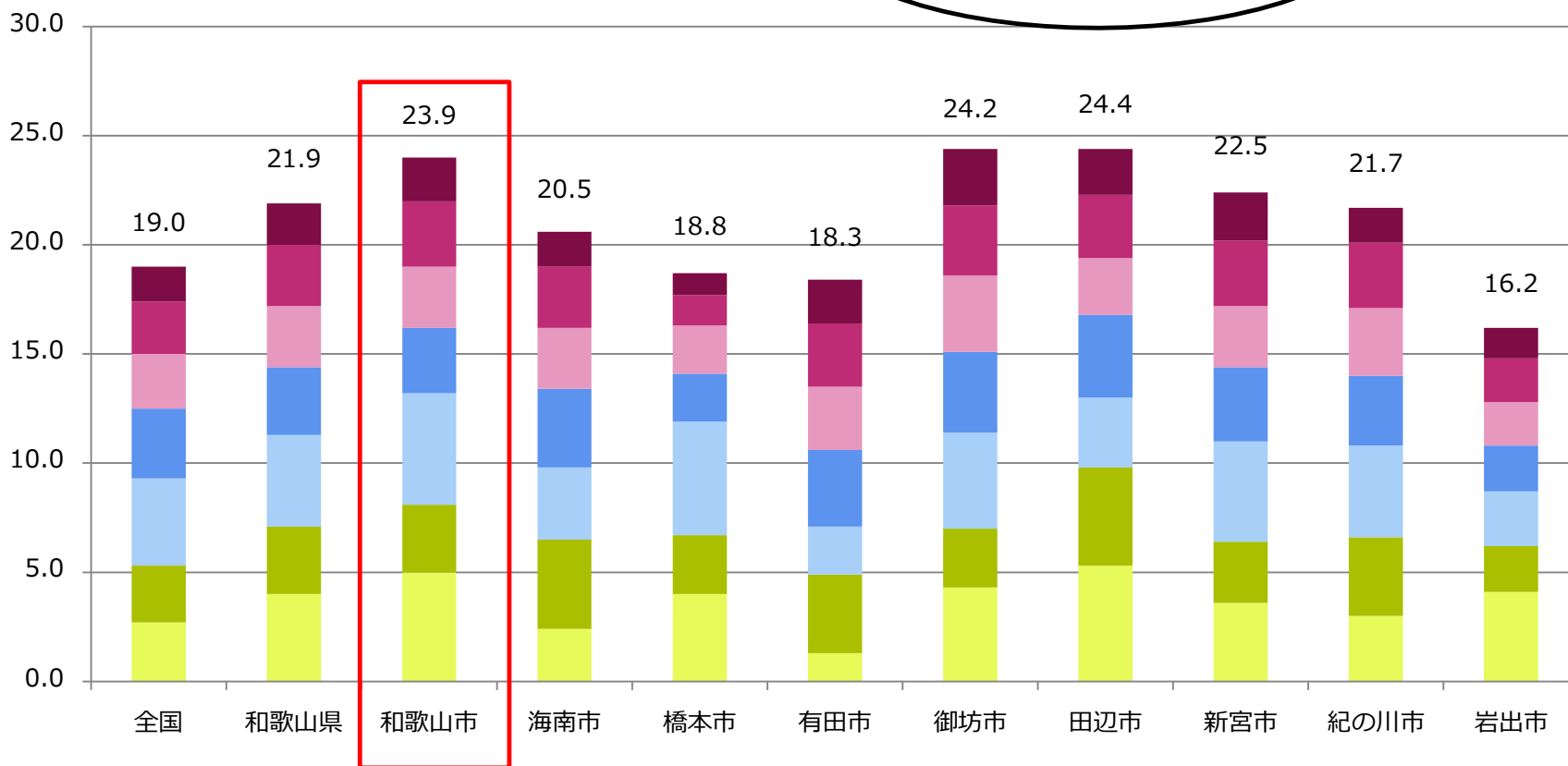
～要介護認定率（R5.3月末）～

全国平均・和歌山県平均  
和歌山県下9市で  
比べています！



認定率は、田辺市、御坊市  
に続き、20%を超えています

- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5



(時点) 令和4年(2022) (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

全国平均・  
和歌山県平均・  
和歌山県下9市  
中トップ!

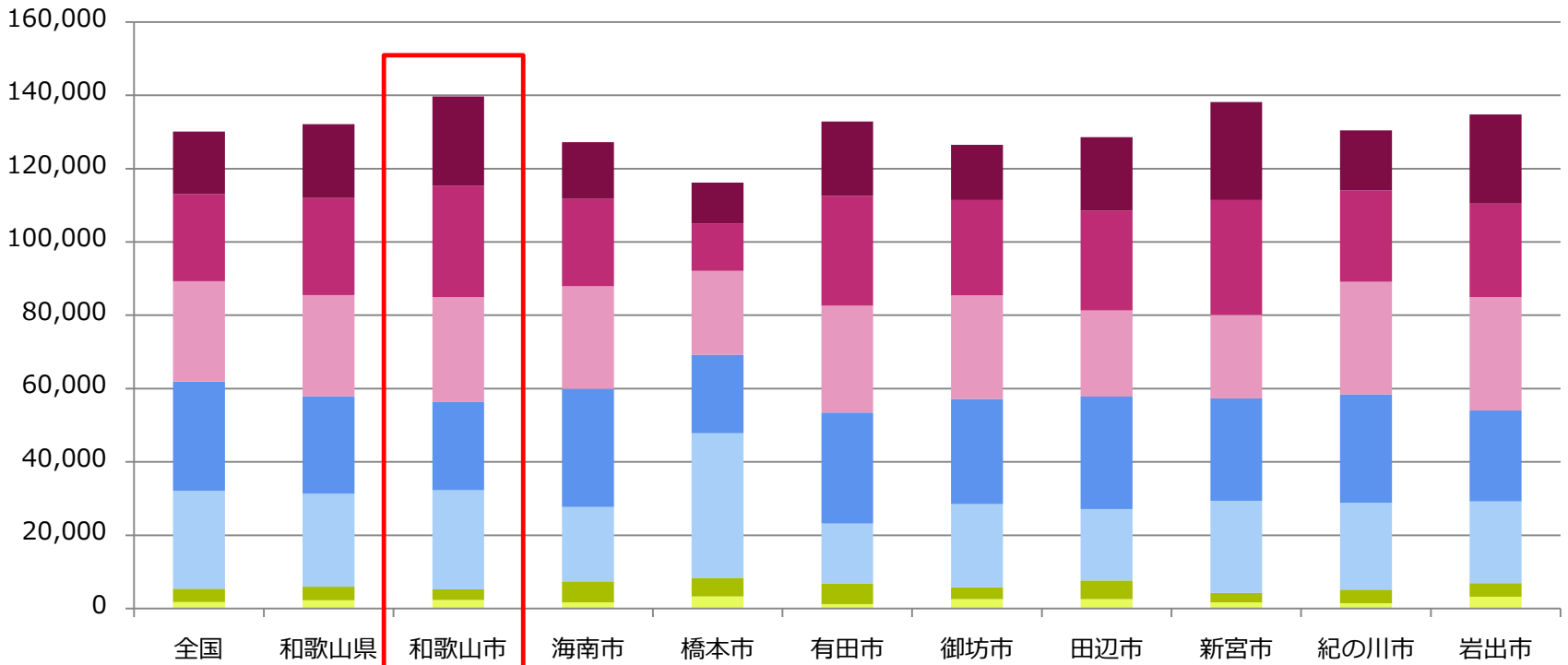
# 県内他市との比較

～給付月額～



受給者1人あたり給付月額（要介護度別）（在宅および居住系サービス）

要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5



（時点）令和4年（2022）

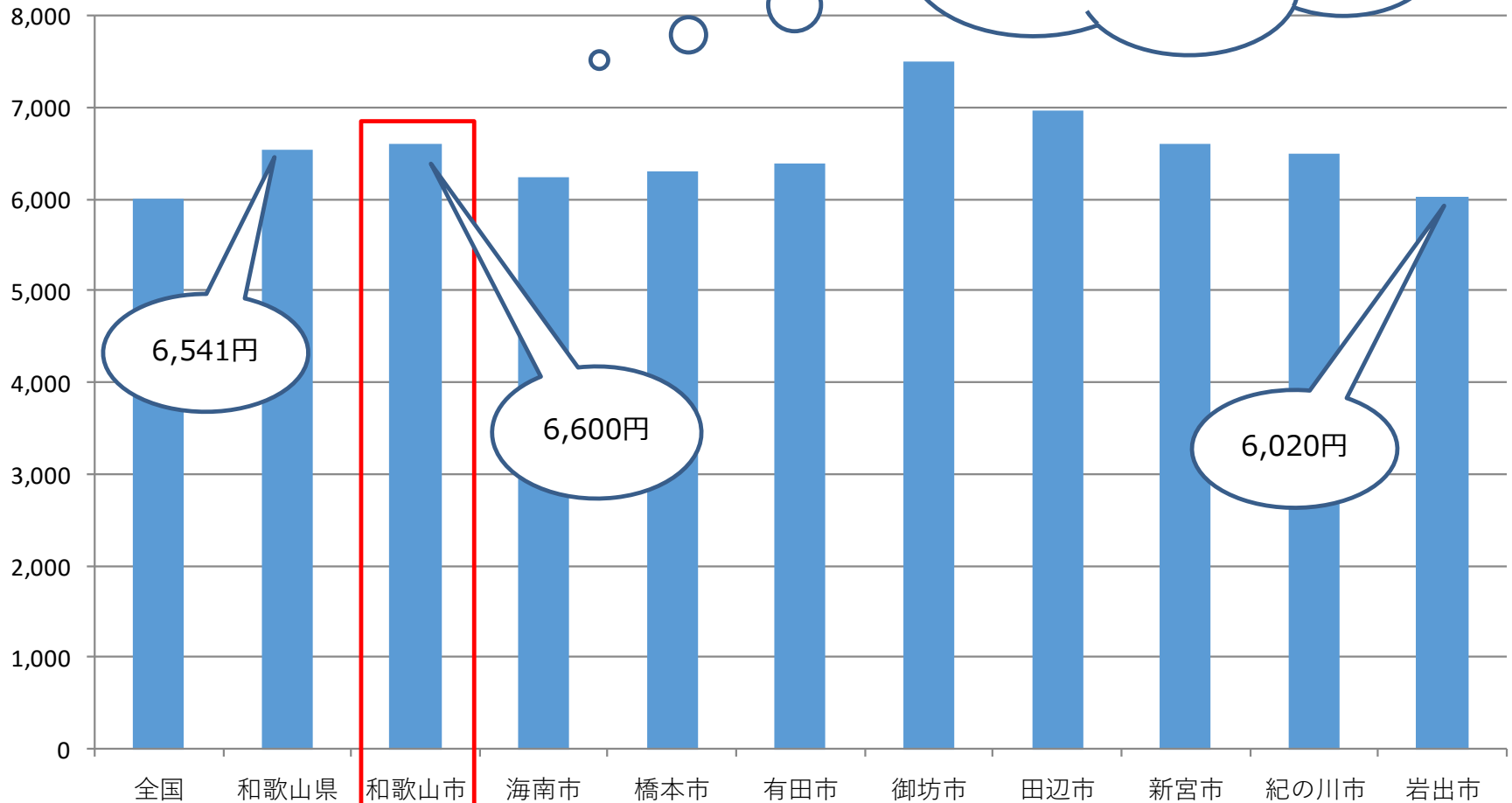
令和4年（令和5/2月サービス提供分まで）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 県内他市との比較

## ～保険料～

第8期（令和3年～令和5年） 基準月額（円）



和歌山市は、和歌山県の平均とほぼ同じであり、一番安い岩出市とでは580円の差があります。

（出典）厚生労働省HPより（第8期）各都道府県平均保険料基準額一覧及び（第8期）各保険者保険料基準額一覧

# 中核市との比較

～要介護認定率（R5.3月末）～

(%)

中核市  
61市中  
なんと  
2位！



全国平均は19.0%  
中核市平均は19.6%

1	東大阪市	24.6	21	秋田市	20.0	41	水戸市	18.9
2	和歌山市	23.9	21	吹田市	20.0	41	横須賀市	18.9
2	八尾市	23.9	23	甲府市	19.9	41	枚方市	18.9
4	尼崎市	23.8	23	富山市	19.9	44	松本市	18.5
5	豊中市	23.5	25	福島市	19.8	45	郡山市	18.4
6	姫路市	22.4	25	久留米市	19.8	46	呉市	18.3
7	函館市	22.0	27	大津市	19.7	47	長野市	18.2
8	旭川市	21.6	27	大分市	19.7	48	福井市	18.1
9	倉敷市	21.7	29	青森市	19.6	49	前橋市	17.8
10	松山市	21.5	29	寝屋川市	19.6	50	川口市	17.3
11	下関市	21.2	29	松江市	19.6	50	川越市	17.3
11	長崎市	21.2	32	金沢市	19.5	52	高崎市	17.1
13	岐阜市	21.0	32	高槻市	19.5	52	一宮市	17.1
13	高松市	21.0	32	明石市	19.5	54	宇都宮市	17.0
15	いわき市	20.9	32	西宮市	19.5	55	柏市	16.8
16	福山市	20.7	36	船橋市	19.4	56	越谷市	16.6
17	盛岡市	20.3	36	鳥取市	19.4	57	山形市	16.4
17	奈良市	20.3	38	八王子市	19.3	57	岡崎市	16.4
17	鹿児島市	20.3	39	那覇市	19.2	57	宮崎市	16.4
20	高知市	20.2	40	佐世保市	19.0	60	八戸市	15.7
						61	豊田市	15.5

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

(時点) 令和4年(2022)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 中核市との比較 ～給付月額～

受給者1人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）  
令和4年（令和5/2月サービス提供分まで）（円）

中核市61市中  
10位！



全国平均は130,071円  
中核市平均は131,503円

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

1	宮崎市	153,970	21	船橋市	134,240	41	大津市	128,186
2	青森市	150,050	22	山形市	134,161	42	柏市	127,509
3	那覇市	148,882	23	金沢市	133,766	43	秋田市	127,198
4	八尾市	147,939	24	鳥取市	133,721	44	松江市	126,876
5	八戸市	143,787	25	高松市	133,673	45	岡崎市	125,985
6	甲府市	141,881	26	川口市	133,650	46	川越市	125,826
7	寝屋川市	140,989	27	松山市	133,408	47	富山市	125,728
8	高崎市	140,965	28	盛岡市	133,190	48	郡山市	125,413
9	久留米市	140,185	29	尼崎市	132,547	49	福島市	124,767
10	和歌山市	139,655	30	大分市	132,366	50	長野市	124,221
11	鹿児島市	139,094	31	長崎市	131,224	51	倉敷市	123,485
12	豊中市	137,625	32	西宮市	129,971	52	八王子市	123,396
13	岐阜市	136,787	33	佐世保市	129,958	53	松本市	121,905
14	旭川市	136,574	34	奈良市	129,727	54	福山市	121,574
15	枚方市	136,335	35	横須賀市	129,464	55	宇都宮市	121,546
16	東大阪市	135,211	36	高知市	129,109	56	豊田市	121,352
17	前橋市	135,089	37	福井市	129,023	57	下関市	119,403
18	水戸市	134,340	38	越谷市	128,599	58	姫路市	119,393
19	吹田市	134,327	39	高槻市	128,579	59	いわき市	118,958
20	一宮市	134,318	40	函館市	128,447	60	明石市	118,842
						61	呉市	113,301

（時点）令和4年（2022）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 中核市との比較 ～保険料～

第8期（令和3年～令和5年）  
基準月額（円）

中核市6 1市中  
9位！

一番高い東大阪市  
との差は429円  
一番低い川越市と  
の差は1,330円  
です。

全国平均は6,014円  
中核市平均は6,115円

1	東大阪市	7,029
2	那覇市	6,876
3	長崎市	6,800
4	岐阜市	6,700
5	青森市	6,679
6	松山市	6,650
7	高松市	6,633
8	尼崎市	6,609
9	和歌山市	6,600
9	富山市	6,600
9	福井市	6,600
12	金沢市	6,590
13	八尾市	6,556
14	松江市	6,554
15	甲府市	6,482
16	高崎市	6,475
17	寝屋川市	6,390
18	豊中市	6,367
19	久留米市	6,358
20	大津市	6,350
21	鳥取市	6,333

22	函館市	6,320
23	倉敷市	6,250
24	鹿児島市	6,241
25	秋田市	6,232
26	いわき市	6,200
26	姫路市	6,200
28	大分市	6,199
29	旭川市	6,190
30	盛岡市	6,174
31	前橋市	6,167
32	宮崎市	6,150
33	福島市	6,100
33	水戸市	6,100
35	八戸市	6,000
36	吹田市	5,980
37	奈良市	5,967
38	高知市	5,936
39	川口市	5,907
40	枚方市	5,902
41	松本市	5,890

42	明石市	5,870
43	福山市	5,867
44	佐世保市	5,822
45	一宮市	5,817
46	山形市	5,800
46	横須賀市	5,800
48	八王子市	5,750
49	岡崎市	5,700
50	長野市	5,670
51	宇都宮市	5,641
52	柏市	5,600
52	西宮市	5,600
52	高槻市	5,600
55	郡山市	5,573
56	呉市	5,500
56	下関市	5,500
56	豊田市	5,500
59	船橋市	5,400
60	越谷市	5,380
61	川越市	5,270

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

（出典）厚生労働省HPより（第8期）各都道府県平均保険料基準額一覧及び（第8期）各保険者保険料基準額一覧

# 和歌山市 介護保険の現状まとめ①



## 高齢化率

- ・年々上がっており、令和4年では100人中約30人が65歳以上の高齢者 少子高齢化の中、今後も上昇すると思われる

## 認定率

- ・令和5年3月末時点では、65歳以上の高齢者の100人中約24人が介護保険の要介護または要支援の認定を受けている

## 介護保険料

- ・第1期～第6期までは上昇、第7期～第8期は据え置き



# 和歌山市 介護保険の現状まとめ②



## 高齢独居世帯率

- 毎年上がっており、最新データでは **100世帯中約16世帯** がひとり暮らしの高齢者世帯

## 高齢夫婦世帯率

- 毎年上がっており、最新データでは **100世帯中約12世帯** が高齢夫婦世帯

# 和歌山市 介護保険の特徴まとめ



## 和歌山市

- ・在宅及び居住系サービスの受給者 1 人あたりの給付月額、約 1 4 万円

## 他市と比較して

- ・要介護認定率は、県内他市との比較では 3 番目に高く、**中核市の中では 2 番目に高い**
- ・受給者 1 人あたりの給付月額は、**県内他市との比較では トップ**、中核市の中では 1 0 番目に高い
- ・保険料は、和歌山県の平均とほぼ同額であり、**中核市の中では 9 番目に高い**



# 現状と特徴から考えられること

介護を必要とする人の増加

介護サービス利用の増加

高齢化率 ↑

認定率 ↑

サービス費  
給付額 ↑

介護保険料  
上昇!

高齢者を支える若年層と中年層が減少すると・・・

給付額が増えると・・・

※若年層とは、15～34歳の方々を表し、  
中年層とは、35～64歳の方々を表しています。



# 現状と特徴のはてな

要介護認定率 23.9%  
(県内他市中3番目・中核市中2番目)

なぜ要介護認定率  
が高いんだろう？



調べてみると・・・



要介護認定を受けている方のうち、サービスを利用している方の率は約78%となっています。  
(令和5年5月現在)

?

要介護認定を受けているのに、サービスを利用していないのはどうしてかな？

必要になったときすぐに介護サービスを使えるよう、あらかじめ認定を受けているんじゃないかな？



必ず要介護認定を受けておかないと、すぐに介護サービスを使えないという**誤解**があるのでは・・・？



介護保険制度では、要介護認定申請と同時にケアマネジャーに「暫定プラン」を作成してもらい、介護サービスを利用することもできます。

また、1人の方を要介護認定するための主な費用は

医師に意見書を作成してもらうために必要な費用 約4,700円

認定調査に必要な費用 約5,500円

認定審査に必要な費用 約2,800円

合計  
約13,000円  
かかっています  
(令和4年度実績)

事前に要介護認定を受けておかなくても、介護サービスを利用することができるんだね！



# 介護保険法では



## 第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第四条（国民の努力及び義務）

※一部抜粋

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



## 第五条（国及び地方公共団体の責務）

※一部抜粋

国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

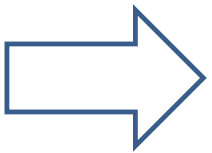
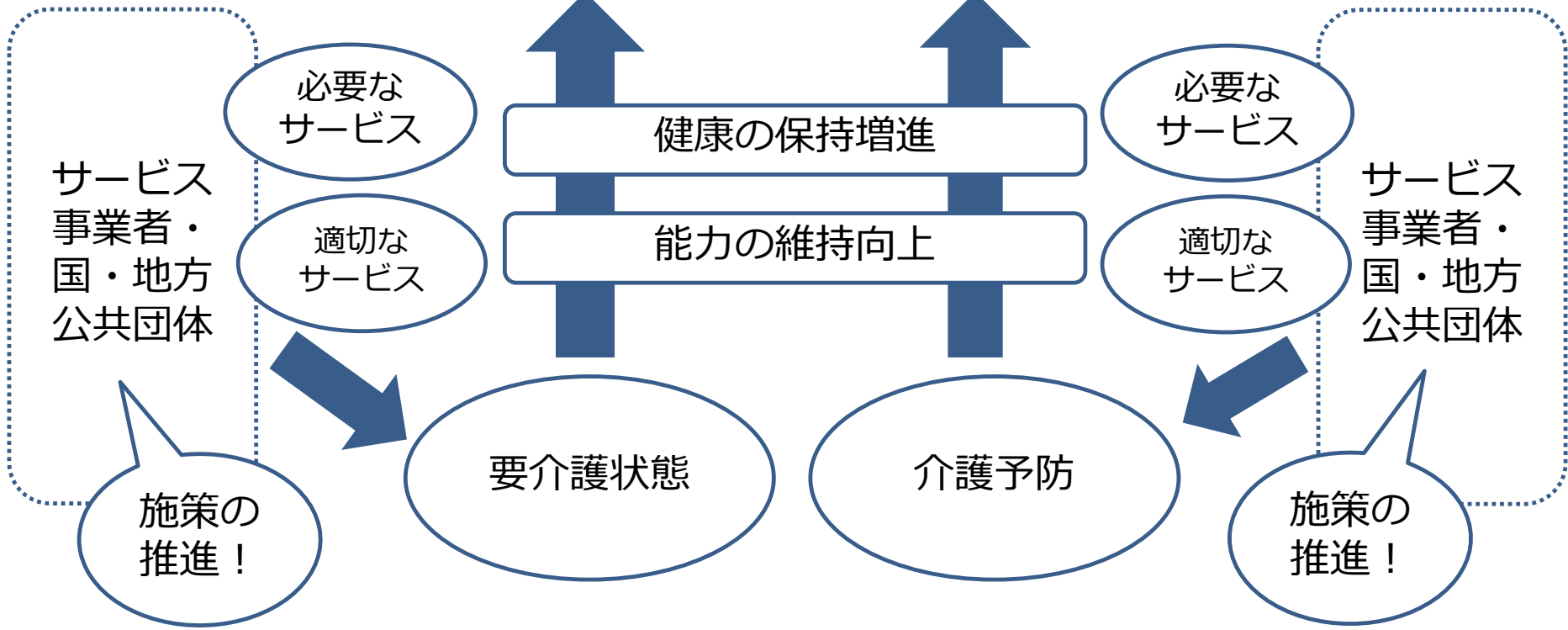
## 第七十三条（指定居宅サービスの事業の基準）

※一部抜粋

指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。



自立した日常生活  
(できることを、自分らしく)  
を営むことを推進!



和歌山市でも、**介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括支援課）**  
**給付適正化事業（介護保険課）**として進行中!



# 最後に



和歌山市の現状と特徴を把握することで、“介護”に対する認識を深めていただき、これからの生活をより快適に送るための参考としていただきましたら幸いです。

ご覧いただきありがとうございました！





# 補足①



## 基準月額とは

65歳以上の方の介護保険料基準額を月額であらわしたものです。

÷ 12か月

介護保険料  
基準額

和歌山市で介護保険  
給付にかかる費用

×

65歳以上の人の  
負担分（23%）

=

和歌山市の65歳以上の人数

介護保険料基準額

×

保険料率

=

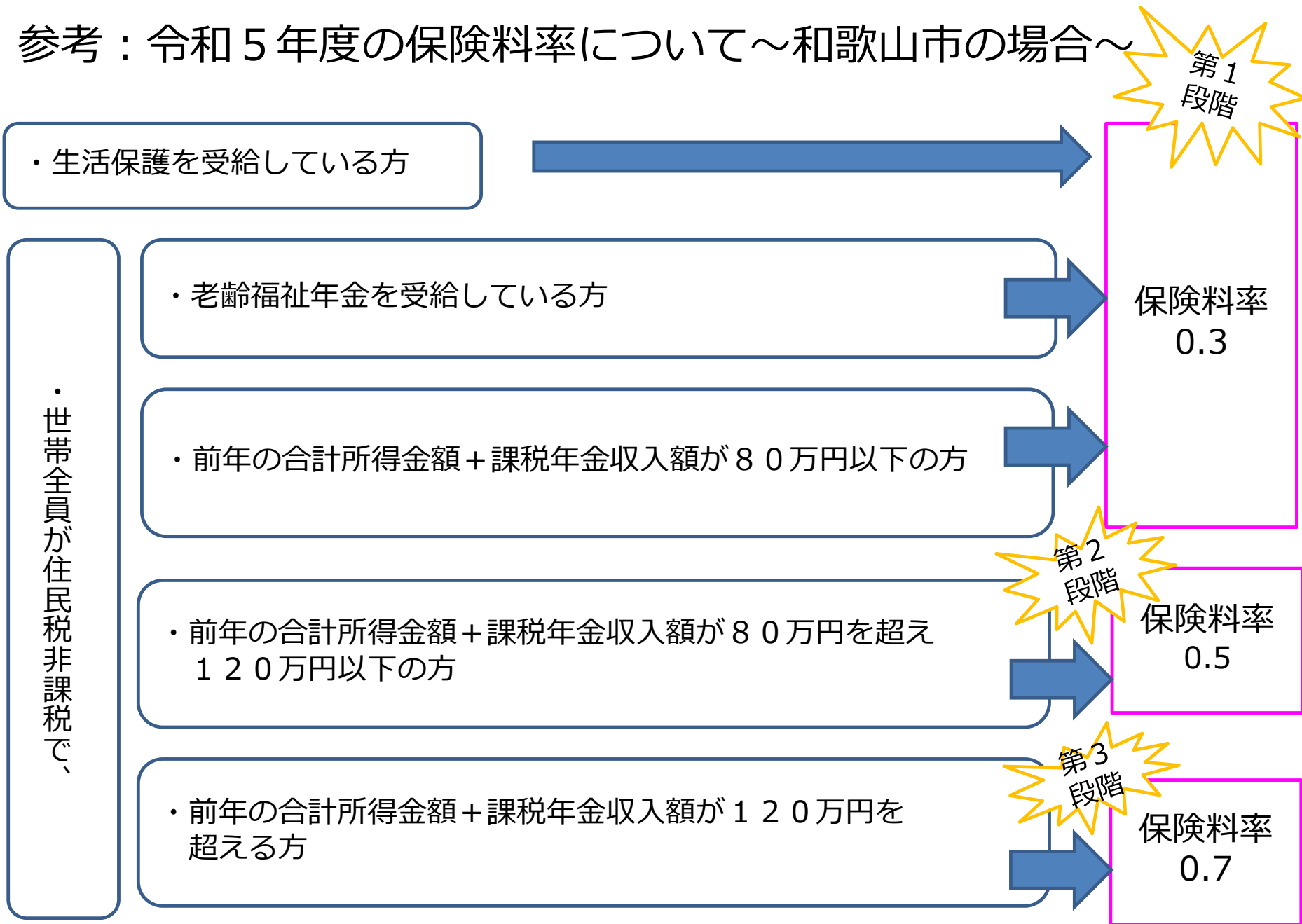
介護保険料



所得に応じて変わります！



# 参考：令和5年度の保険料率について～和歌山市の場合～



# 参考：令和5年度の保険料率について～和歌山市の場合～



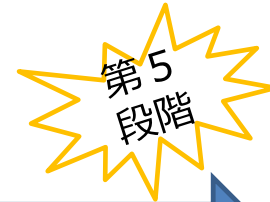
・世帯の誰かに住民税が課税されているが、  
本人は非課税

・前年の合計所得金額  
+ 課税年金収入額が80万円以下の方

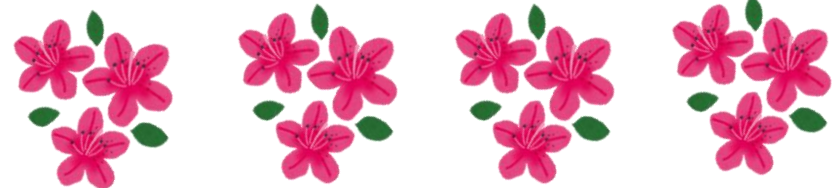


保険料率  
0.9

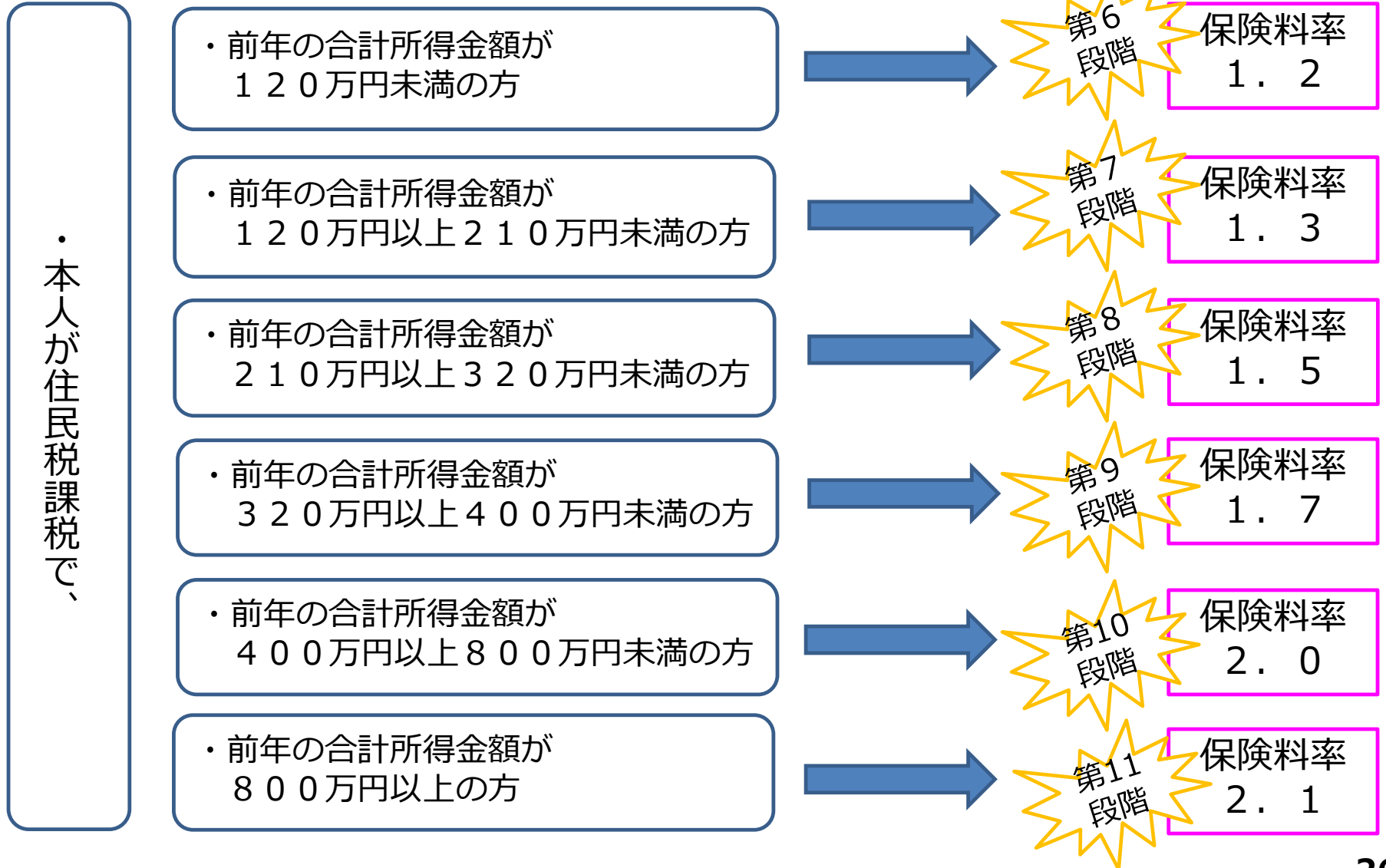
・前年の合計所得金額  
+ 課税年金収入額が80万円を超える方



保険料率  
1.0



# 参考：令和5年度の保険料率について～和歌山市の場合～

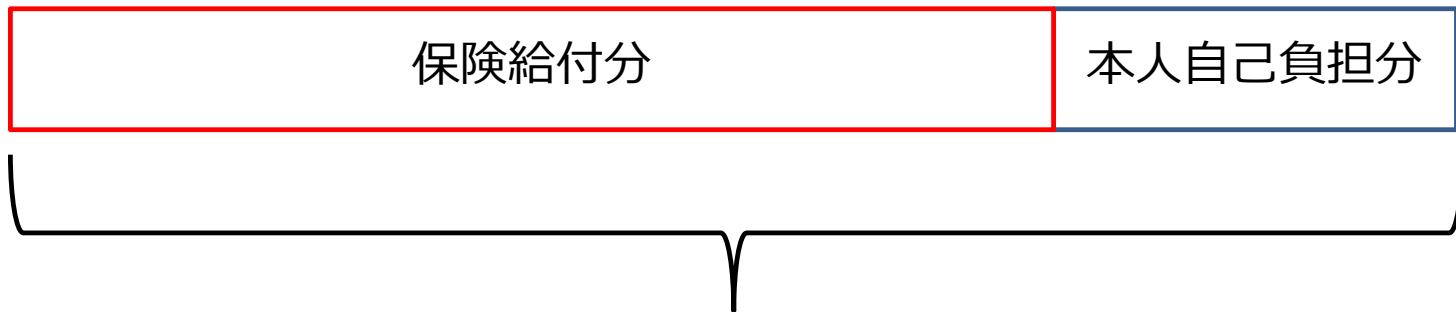




## 補足②



### 給付月額とは



介護サービスを利用した時にかかる費用は、保険給付（公費・保険料）からまかなわれる部分と、利用者の方が支払う部分（1割～3割の本人自己負担分）があります。

給付月額とは、**1か月に支払われた保険給付分のこと**です。





## 補足③

### 在宅サービスとは



訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）など、自宅で暮らしながら利用できる介護サービスのことです。

### 居住系サービスとは



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）を利用されている方にかかる介護サービスのことです。

他にも、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に入所されている方にかかる介護サービスである施設サービスがあります。

